

5	該当事項はありません。	社外取締役ギディオン・フランクリン氏は、国際的な金融機関等でアナリスト、M&Aアドバイザー、経営者として、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバル経営に関する豊富な知見に基づく助言・提言をいただくことはもちろん、取締役会の多様性を高め、従来にない視点から、経営の透明性確保と経営への監督機能を高めていただけると判断しています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
6	社外監査役相原亮介氏は2016年3月まで森・濱田松本法律事務所に所属していましたが、同事務所と当社とは委任契約関係があるものの、同氏が当社の委任案件に関与したことはなく、当社と同事務所との間における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいても1%未満と僅少となっております。また、2016年4月以後に同氏が所属する相原法律事務所と当社との間には一切の取引は存在していません。	社外監査役相原亮介氏は、当社にとって重要な経営課題であるコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスを長年専門とされてきた弁護士であり、経営全般にわたり、弁護士としての専門的見地から経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
7	該当事項はありません。	社外監査役宮島司氏は、法律を専門とする大学教授で、学識経験者としてまた法律の専門家としての高い見識と幅広い経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
8	該当事項はありません。	社外監査役和田信雄氏は、物性物理学の実験研究を専攻され、名古屋大学で長年教授を務められ、学識経験者としての高い見識と幅広い経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。

4. 補足説明

金子圭子氏は、所属事務所の方針により、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての指定は行いませんが、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定めた独立性判断基準をすべて満たしており、当社としては独立性が十分確保されていると判断しております。
ギディオン・フランクリン氏が所属するGideon Franklin Limited、株式会社MCJ、Culham Prints and Drawings Ltd、UMI Technology Holdings PLCと当社との間に取引関係はなく、上述のとおり同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第107回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。
なお、当社の独立性判断基準は、招集通知およびコーポレートガバナンス報告書にて開示しておりますので、詳細はそれらをご参照ください。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。